

都市部、離島や中山間地域などにおける令和 3 年度介護報酬改定等による措置の検証、地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業の調査検討組織

設置要綱

1. 設置目的

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所は「都市部、離島や中山間地域などにおける令和 3 年度介護報酬改定等による措置の検証、地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業」の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり、「都市部、離島や中山間地域などにおける令和 3 年度介護報酬改定等による措置の検証、地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業」の調査検討組織（以下「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- (1) 本調査検討組織は、埼玉県立大学大学院 保健医療福祉学研究科兼研究開発センター 教授 川越雅弘を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- (2) 委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- (1) 調査検討組織の運営は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所が行う。
- (2) 前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

都市部、離島や中山間地域などにおける令和 3 年度介護報酬改定等による措置の検証、地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業調査検討組織 委員等

委員長	川越 雅弘（埼玉県立大学大学院 保健医療福祉学研究科兼研究開発センター 教授）
副委員長	栗田 主一（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所 副所長）
委員	石田 喜章（一般社団法人「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会 理事）
委員	小椋 誠（鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 長寿社会課長）
委員	斉藤 正行（一般社団法人 全国介護事業者連盟 理事長）
委員	瀧井 創（一般社団法人日本在宅介護協会 監事）
委員	堀川 尚子（公益社団法人日本看護協会 医療政策部 在宅看護課 社会保険・調査研究担当 専門職）
委員	宮島 渡（特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 理事長）
委員	山田 美佐（堺市健康福祉局長寿社会部 介護事業者課長）
委員	山辺 智子（公益財団法人 日本訪問看護財団 研究員）

(敬称略、50音順)

【オブザーバー】

- | | | | | | | |
|---|-------|-----|---------------|---------|----|-----|
| ○ | 厚生労働省 | 老健局 | 認知症施策・地域介護推進課 | 課長補佐 | 佐藤 | 敏彦 |
| ○ | 厚生労働省 | 老健局 | 認知症施策・地域介護推進課 | 基準第一係長 | 山崎 | 竜平 |
| ○ | 厚生労働省 | 老健局 | 認知症施策・地域介護推進課 | 基準第一係 | 元木 | 大地 |
| ○ | 厚生労働省 | 老健局 | 認知症施策・地域介護推進課 | 基準第一係 | 武田 | 真理子 |
| ○ | 厚生労働省 | 老健局 | 老人保健課 | 看護予防専門官 | 川中 | 淑恵 |
| ○ | 厚生労働省 | 老健局 | 老人保健課 | 看護係主査 | 渡邊 | 文子 |

都市部、離島や中山間地域などにおける令和 3 年度介護報酬改定等による措置の検証、地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業

1. 調査目的

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は中重度になっても住み慣れた地域での在宅での暮らしを支える仕組みとして創設され、「通い」を中心に「訪問」「泊り」を組み合わせて在宅での暮らしを支え、在宅の限界点を引き上げるためのサービスとして、必要な地域への普及が期待されている。

特に、都市部、離島や中山間地域など、どの地域においても必要なサービスが確保されることが求められている状況であり、令和 3 年度に「過疎地域等におけるサービス提供の確保」「地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保」として、以下の改定等（※）が実施された。

また、令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告（令和 2 年 12 月 23 日）の今後の課題において、「都市部、離島や中山間地域など、どの地域においても必要なサービスが確保されるよう、今回の改定における措置を検証しつつ、人材確保を含め、地域の実情に応じた必要な方策を引き続き検討すべきである。」とされたことを踏まえ、当該改定等によるサービスの提供内容及び職員の働き方の変化等を含む施行後の状況を適切に把握し、地域の実情に応じた必要な方策の検討に資する基礎資料を得るための調査を行うことを目的とする。

（※）改定等の内容は次のとおり

- ① （看護）小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、市町村が認めた場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととした（令和 3 年 4 月施行）
- ② 小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」から「標準基準」に見直した（令和 3 年 8 月 26 日施行）

2. 調査客体

（1）アンケート調査

- ・市町村（特別区を含む。3において同じ。）（悉皆）（1,741 自治体）
- ・小規模多機能型居宅介護事業所（悉皆：約 5,500 事業所）
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（悉皆：約 860 事業所）
- ・上記の（看護）小規模多機能型居宅介護事業所のうち、定員超過減算を一定期間行わないとする措置を適用又は定員を見直していると回答した事業所の職員及び利用者（それぞれ約 150 名（1 事業所 5 名×30 事業所））

(2) ヒアリング調査

- ・ 都道府県（令和2年地方分権（共同）提案の提案自治体の3自治体）
- ・ 市町村（①地方分権（共同）提案の提案自治体②定員超過減算を一定期間行わないとする措置の適用を予定又は実施している自治体③登録定員及び利用定員の基準に係る条例改正を予定又は実施している自治体から10自治体程度）
- ・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所（定員超過減算を一定期間行わないとする措置を適用又は定員を見直している事業所から15事業所程度）

3. 主な調査項目

(1) アンケート調査

① 市町村

- ・ 改定等に係る管内事業所への周知状況
- ・ 改定等に係る措置の状況等（措置の実施有無・検討状況・適用状況、管内事業所のニーズの把握状況 等）

②（看護）小規模多機能型居宅介護事業所

- ・ 基本情報（職員数、職員配置、登録・利用定員、利用者の状況 等）
- ・ 改定等の適用状況等（定員超過の状況、改定等の適用状況、改定等の適用に係るニーズ 等）

③ 職員

- ・ 基本情報（勤務形態、保有資格、経験年数）
- ・ 改定等の適用後における勤務状況や利用者への対応の変化

④ 利用者

- ・ 基本情報（要介護度、サービス利用年月日）
- ・ 改定等の適用後におけるサービスの利用状況や職員の対応の変化

(2) ヒアリング調査

- ・ 改定等を踏まえた措置の実施の背景、理由、自治体内でのプロセス等
- ・ 改定等を踏まえた措置の実施、適用に当たっての自治体と事業所との認識の違い

以上

B3

ID

市町村 調査票

都市部、離島や中山間地域などにおける令和 3 年度介護報酬改定等による措置の検証、
 地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業

「令和 3 年度介護報酬改定等に関する市区町村の実態調査」

～ (看護) 小規模多機能型居宅介護における令和 3 年度介護報酬改定の影響等に関する実態調査 ～

※本調査票は、調査項目をご確認いただくための資料です。設問順序等、Web アンケートと異なります。

ご回答方法

- ・本アンケート調査は、できる限り Web でのご回答をお願いします。
 ※選択式の形で簡単にに入力していただけるようになっております。

下記の URL あるいは QR コードから、回答ページにアクセスいただき、ご回答をお願いいたします。

<https://questant.jp/q/01FF8N1B>



- ・回答期限：10 月末日まで
- ・問合せ先：お問合せコールセンター XXXX-XX-XXXX 9：00～17：00（平日）

令和元年又は令和 2 年地方分権提案を踏まえて、令和 3 年度介護報酬改定においては、下記の改定等（※）を実施しました。本調査は、令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告（令和 2 年 12 月 23 日）の今後の課題において、「都市部、離島や中山間地域など、どの地域においても必要なサービスが確保されるよう、今回の改定における措置を検証しつつ、人材確保を含め、地域の実情に応じた必要な方策を引き続き検討すべきである。」とされたことを踏まえ、当該改定等によるサービスの提供内容及び職員の働き方の変化等を含む施行後の状況を適切に把握し、地域の実情に応じた必要な方策の検討に資する基礎資料を得ることを目的としています。

※ 改定等の内容は次のとおり。

- ① (看護) 小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、市町村が認めた場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととした（令和 3 年 4 月施行）。
- ② 小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」から「標準基準」に見直した（令和 3 年 8 月 26 日施行）。

問 1 回答者情報についてお伺いします。

市町村名	都・道・府・県	市・町・村	市町村コード (6 桁)	
部署名			担当者名	
電話番号			メールアドレス	

問 2	改定等①（登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わない）に係る管内事業所への周知の状況についてお伺いします。
問 2 ①	改定等①に係る管内事業所への周知の状況についてお答えください。（1 つに○）
1. 周知した →問 2 ②へ 2. 周知していない →問 2 ③へ	

問 2 ②	（※問 2 ①で「1. 周知した」と回答した場合）管内事業所への周知方法についてお答えください。（あてはまるもの全てに○）
1. 郵送 2. 電話 3. メール 4. ホームページ等 5. 説明会、勉強会等 6. 広報誌等 7. その他（自由回答）	

問 2 ③	（※問 2 ①で「2. 周知していない」と回答した場合）管内事業所へ周知していない理由についてお答えください。（1 つに○）
1. 改定等の内容を知らなかったから 2. 管内に小多機、看多機がないから 3. その他（自由記載）	

問 2 ④	（※問 2 ①で「2. 周知していない」と回答した場合）今後の周知予定についてお答えください。（1 つに○）
1. 今後周知する予定 → 周知の目処：令和 年 月頃を予定（数字を記入） 2. 周知する予定はない	

問3	改定等①に係る措置の実施状況等についてお伺いします。
問3①	改定等①について、令和4年7月までに地域の实情により市町村が認めた場合に限り、人員及び設備に関する基準を満たすことを要件に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととする措置を実施しましたか。(1つに○)
1. 実施した → 問3②へ 2. 実施を検討したが、実施には至らなかった → 問3⑤へ 3. 実施を検討中(実施には至っていない) → 問3⑥へ 4. 検討していない(実施していない) → 問3⑦へ	

問3②	(※問3①で「1. 実施した」と回答した場合) 当該措置の適用状況についてお答えください。(数字を記入)			
適用件数 (実事業所数)	小多機 看多機	事業所 事業所	適用期間	小多機 看多機
				年 月から 年 月まで 年 月から 年 月まで

問3③	(※問3①で「1. 実施した」と回答した場合) 当該措置の適用方法についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)
1. 条例制定(改正)を行った 2. 超過減算を適用しない要件を整理の上で、事業所に通知ないし事務連絡等を行った 3. その他(自由記載)	

問3④	(※問3①で「1. 実施した」と回答した場合) 当該措置を実施した効果、影響についてお答えください。(あてはまるものそれぞれひとつに○)			
	①	②	③	④
1. 地域の介護サービスの需要への対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
2. 利用者のニーズへの柔軟な対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
3. 利用者家族等からの苦情や相談	増えた	減った	変わらない	わからない
4. 事業所の職員の負担感	増えた	減った	変わらない	わからない
5. 提供するサービスの質	向上した	低下した	変わらない	わからない
6. 経営状況	改善した	悪化した	変わらない	わからない
7. その他(自由回答)				

問3⑤	(※問3①で「2. 実施を検討したが、実施には至らなかった」と回答した場合) 当該措置の実施に至らなかった理由についてお答えください。
具体的な理由(自由記載) 例: 管内事業所からの当該措置に係るニーズがないから 等	

問3⑥	(※問3①で「3. 実施を検討中(実施には至っていない)」と回答した場合)現在の検討状況と今後の当該措置の実施予定についてお答えください。
検討状況(1つに○) 1. 担当部署内で今後の対応を検討中 2. 管内事業所に対するニーズ調査等を実施中 3. 審議会等に意見聴取中 4. 自治体内で決裁中 5. その他	
実施の目処: 令和 年 月頃を予定(数字を記入)	

問3⑦	(※問3①で「4. 検討していない(実施していない)」と回答した場合)当該措置を実施していない理由についてお答えください。(あてはまるもの全てに○)
1. 改定等の内容を知らなかったから 2. 管内に小多機、看多機がないから 3. 管内事業所から要望や相談がないから → 問3⑧へ 4. 提供するサービスの質の低下が懸念されるから 5. その他(自由記載)	
} 3以外を選択 → 問4へ	

問3⑧	(問3⑦で「3. 管内事業所から要望や相談がないから」と回答した場合)管内事業所の当該措置に係るニーズの把握状況についてお答えください。(1つに○)
1. 把握している → 問3⑨ 2. 把握していない → 問4へ	

問3⑨	(※問3⑧で「把握している」と回答した場合)管内事業所の当該措置に係るニーズの把握方法についてお答えください。(あてはまるもの全てに○)
1. 管内事業所に当該措置に係るニーズ調査(アンケート等)を実施した 2. 管内事業所に電話で聞き取りした 3. 自治体主催の説明会や勉強会等で聞き取りした 4. その他(自由記載)	

問 4	改定等②（登録定員等の基準を「従うべき基準」から「標準基準」に見直し）に係る管内事業所への周知の状況についてお伺いします。
問 4 ①	改定等②に係る管内事業所への周知の状況についてお答えください。（1 つに○）
1. 周知した → 問 4 ②へ 2. 周知していない → 問 4 ④へ	

問 4 ②	（※問 4 ①で「1. 周知した」と回答した場合）管内事業所への周知方法についてお答えください。（あてはまるもの全てに○）
1. 郵送 2. 電話 3. メール 4. ホームページ等 5. 説明会、勉強会等 6. 広報誌等 7. その他（自由回答）	

問 4 ③	（※問 4 ①で「2. 周知していない」と回答した場合）管内事業所へ周知していない理由についてお答えください。（1 つに○）
1. 改定等の内容を知らなかったから 2. 管内に小多機、看多機がないから 3. その他（自由記載）	

問 4 ④	（※問 4 ①で「2. 周知していない」と回答した場合）今後の周知予定についてお答えください。（1 つに○）
1. 今後周知する予定 → 周知の目処：令和 年 月頃を予定（数字を記入） 2. 周知する予定はない	

問 5	改定等②に係る措置の実施状況等についてお伺いします。
問 5 ①	改定等②について、令和 4 年 7 月までに条例制定（改正）を行い、登録定員及び利用定員の基準を変更する措置を実施しましたか。（1 つに○）
1. 実施した → 問 5 ②へ 2. 実施を検討したが、実施には至らなかった → 問 5 ⑤へ 3. 実施を検討中 → 問 5 ⑥へ 4. 実施していない（検討していない） → 問 5 ⑦へ	

問 5 ②	（※問 5 ①で「1. 実施した」と回答した場合）当該措置の内容、適用状況についてお答えください。		
条例の制定（改正） 年月日（数字を記入）	令和 年 月 日	条例の施行（適用）日 （数字を記入）	令和 年 月 日
条例の制定（改正）内容 （数字を記入）	<改正前> 登録定員 名 利用定員 通いサービス 名 宿泊サービス 名	<改正後> 登録定員 名 利用定員 通いサービス 名 宿泊サービス 名	
当該条例を定めた合理的な理由（自由記載）	（例）地域において、小規模多機能型居宅介護事業所の整備が進み、概ねのニーズは満たされているが、まだ利用者へのニーズがある場合、別の本体事業所やサテライト型事業所を整備するほどではないため。		
適用件数（実事業所数） （数字を記入）	小多機 事業所 看多機 事業所		

問 5 ③	（※問 5 ①で「1. 実施した」と回答した場合）当該措置を実施するにあたって困難だったことについてお答えください。（あてはまるもの全てに○）
1. 自治体内での承認を得ること 2. 審議会等の承認を得ること 3. 議会の承認を得ること 4. 事業所の人員確保策や設備面の確認 5. その他（自由記載）	

問 5 ④	（※問 5 ①で「1. 実施した」と回答した場合）当該措置を実施した効果、影響についてお答えください。（あてはまるものそれぞれひとつに○）			
	①	②	③	④
1. 地域の介護サービスの需要への対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
2. 利用者のニーズへの柔軟な対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
3. 利用者家族等からの苦情や相談	増えた	減った	変わらない	わからない
4. 事業所の職員の負担感	増えた	減った	変わらない	わからない
5. 提供するサービスの質	向上した	低下した	変わらない	わからない
6. 経営状況	改善した	悪化した	変わらない	わからない
7. その他（自由回答）				

問5⑤	(※問5①で「2. 実施を検討したが、実施には至らなかった」と回答した場合) 当該措置の実施に至らなかった理由についてお答えください。(あてはまるもの全てに○)
1. 自治体内で当該措置の実施について、承認が得られなかったから 2. 議会等で当該措置の実施について、承認が得られなかったから 3. 提供するサービスの質の低下が懸念されるから 4. 事業所の人員確保策が十分ではなかったから 5. 事業所の設備面の整備が十分ではなかったから 6. その他(自由記載)	

問5⑥	(※問5①で「3. 実施を検討中」と回答した場合) 今後の当該措置の実施予定と、検討状況についてお答えください。(1つに○)
1. 担当部署内で今後の対応を検討中 2. 管内事業所に対するニーズ調査等を実施中 3. 条例案を作成中 4. 条例案について、審議会等に意見聴取中 5. 条例案について、議会で審議中 6. 条例の施行待ち 7. その他(自由記載)	
実施の目処：令和 年 月頃を予定(数字を記入)	

問5⑦	(※問5①で「実施していない(検討していない)」と回答した場合) 当該措置を実施していない理由についてお答えください。(あてはまるもの全てに○)
1. 改定等の内容を知らなかったから 2. 管内に小多機、看多機がないから 3. 管内事業所から要望や相談がないから → 問5⑧へ 4. 提供するサービスの質の低下が懸念されるから 5. その他(自由記載)	
} 3以外を選択 → 質問は以上です	

問5⑧	(※問5⑦で「3. 管内事業所から要望や相談がないから」と回答した場合) 管内事業所の当該措置に係るニーズの把握状況についてお答えください。(1つに○)
1. 把握している 2. 把握していない	

問5⑨	(※問5⑧で「1. 把握している」と回答した場合) 管内事業所の当該措置に係るニーズの把握方法についてお答えください。(あてはまるもの全てに○)
1. 管内事業所に当該措置に係るニーズ調査(アンケート等)を実施した 2. 管内事業所に電話で聞き取りした 3. 自治体主催の説明会や勉強会等で聞き取りした 4. その他(自由記載)	

質問は以上です。お答えいただいた内容に関連して、後日聞き取り調査を行わせていただく場合がございます。お忙しい中恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご回答は、X月X日(X)までに(郵送の場合、当日消印有効) お願いいたします。

B3

ID

事業所 調査票

都市部、離島や中山間地域などにおける令和 3 年度介護報酬改定等による措置の検証、
 地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業
「令和 3 年度介護報酬改定等に関する（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の実態調査」
 ～（看護）小規模多機能型居宅介護における令和 3 年度介護報酬改定の影響等に関する実態調査～

※本調査票は、調査項目をご確認いただくための資料です。設問順序等は Web アンケートと異なります。

ご回答方法

・本アンケート調査は、できる限り Web でのご回答をお願いします。

※選択式の形で簡単に入力していただけるようになっております。

下記の URL あるいは QR コードから、回答ページにアクセスいただきまして、ご回答をお願いいたします。

<https://questant.jp/q/01FF8N1B>



・回答期限：10 月末日まで（予定）

・問合せ先：お問合せコールセンター XXXX-XX-XXXX 9：00～17：00（平日）

令和元年又は令和 2 年地方分権提案を踏まえて、令和 3 年度介護報酬改定においては、下記の改定等（※）を実施しました。本調査は、令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告（令和 2 年 12 月 23 日）の今後の課題において、「都市部、離島や中山間地域など、どの地域においても必要なサービスが確保されるよう、今回の改定における措置を検証しつつ、人材確保を含め、地域の実情に応じた必要な方策を引き続き検討すべきである。」とされたことを踏まえ、当該改定等によるサービスの提供内容及び職員の働き方の変化等を含む施行後の状況を適切に把握し、地域の実情に応じた必要な方策の検討に資する基礎資料を得ることを目的としています。

※ 改定等の内容は次のとおり。

- ①（看護）小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、市町村が認めた場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととした（令和 3 年 4 月施行）。
- ② 小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」から「標準基準」に見直した（令和 3 年 8 月 26 日施行）。

問 1	貴事業所の回答者情報についてお伺いします。		
事業所名		法人名	
所在地	都・道・府・県	市・町・村	事業所番号 (10 桁)
電話番号		メールアドレス	

問 2	貴事業所の基礎情報についてお伺いします。		
問 2 ①	事業所の種別についてお答えください。(1つに○)		
	1. 小規模多機能型居宅介護事業所 (以下「小多機」という。) 2. 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (以下「看多機」という。)		

問 2 ②	事業開始年月についてお答えください。(数字を記入)		
	西暦 () 年 () 月		

問 2 ③	法人種別についてお答えください。(1つに○)		
	1. 社会福祉法人 (社協以外) 2. 社会福祉協議会 (社協) 3. 医療法人 4. 特定非営利活動法人 5. 株式会社	6. 株式会社以外の営利法人 7. 地方公共団体 8. 社団法人・財団法人 9. 協同組合 10. その他 (自由回答)	

問 2 ④	貴事業所と同一敷地内、あるいは隣接する敷地において提供されている介護保険サービス等 (他の法人が運営する事業所等を含む。) についてお答えください。(あてはまるもの全てに○)		
	1. 訪問介護 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 通所介護 6. 通所リハビリテーション 7. 短期入所生活保護・療養介護 8. 特定施設入居者生活保護 9. 福祉用具貸与・販売 10. 居宅介護支援 11. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 12. 夜間対応型訪問介護 13. 地域密着型通所介護 14. 認知症対応型通所介護 15. 小規模多機能型居宅介護 (貴事業所を除く) 16. 認知症対応型共同生活介護 17. 地域密着型特定施設入居者生活介護	18. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 19. 看護小規模多機能型居宅介護 (貴事業所を除く) 20. 介護老人福祉施設介護老人保健施設 21. 介護療養型医療施設 22. 介護医療院 23. 病院 24. 診療所 25. サービス付き高齢者向け住宅 26. 有料老人ホーム 27. 養護老人ホーム 28. 軽費老人ホーム (ケアハウス、A、B) 29. 地域包括支援センター 30. 総合事業 (訪問型サービス) 31. 総合事業 (通所型サービス) 32. 総合事業 (その他の生活支援サービス) 33. 同一敷地内、隣接する敷地に介護保険サービス等はない	

問2⑤	貴事業所の職員数についてお答えください。(令和4年7月1日時点) ※最新の介護サービス情報公表から貴事業所の数値が記入されています。変更があった場合は、変更後の内容で回答してください。この調査票で回答する場合は、印字されている数値を2重線で消し、隣に正しい数字を記入してください。					
		常勤職員※1 (実人数※2)		非常勤職員※1 (実人数※2)		全職員 (常勤換算※3)
1	介護職員(総数)		人		人	人
2	うち、介護職員初任者研修修了者(旧ホームヘルパー2級含む)、実務者研修修了者、介護福祉士のいずれかである者		人		人	人
3	看護師・准看護師		人		人	人
4	管理者		人	—	—	—
5	計画作成担当者		人		人	人
※1：貴事業所における契約上の勤務時間が、貴事業所において常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数以上である場合は常勤職員、未満である場合は非常勤職員(雇用形態に依らない。派遣職員も含める。) ※2：実人数について、1人が複数の職務を兼務している場合には、主たる職務に計上してください。 ※3：常勤換算数の算出：「職員の1週間の契約上の労働時間÷貴事業所の1週間の所定労働時間」にて算出し、小数点以下第2位を四捨五入してください。なお、1人が複数の職務を兼務している場合、それぞれの職務の労働時間を計算式に用いて算出してください。						

問2⑥	貴事業所の種類についてお答えください。(1つに○) 1. (看護)小規模多機能型居宅介護(サテライトでない) 2. サテライト型(看護)小規模多機能型居宅介護
-----	---

問2⑦	貴事業所の登録定員、通い・宿泊の利用定員数をお答えください。(令和4年7月1日時点)(数字を記入)	登録定員	通い定員	宿泊定員
		人	人	人
※最新の介護サービス情報公表から貴事業所の数値が記入されています。変更があった場合は、変更後の内容で回答してください。この調査票で回答する場合は、印字されている数値を二重線で消し、隣に正しい数字を記入してください。				

問2⑧	貴事業所の通い・訪問・宿泊の利用状況をお答えください。(令和4年7月の実績)(数字を記入)	通い	訪問	宿泊
	実人数	人	人	人
	延回数	回	回	回

問 3	令和3年度介護報酬改定では、過疎地域等において、登録定員及び利用定員（以下「登録定員等」という。）を超えて利用者を受け入れた場合に、市町村が認めれば報酬減算を一定の期間行わないことが可能となりました（改定等①）。このことについてお伺いします。
問 3 ①	貴事業所が所在する市町村は、改定等①を踏まえて、登録定員等を超えて利用者を受け入れた場合の報酬減算を一定の期間行わないこととしていますか。（1つに○）
	1. している → 問 3 ②へ 2. していない 3. 分からない } 問 3 ⑤へ

問 3 ②	（※問 3 ①で「1. している」と回答した場合）令和3年4月から令和4年7月までの間に、定員を超えて受け入れたことがありますか。また、その際に報酬減算が行われましたか。（1つに○）
	1. 受け入れたことがあり、減算されなかった → 問 3 ③へ 2. 受け入れたことがあるが、減算された → 問 3 ④へ 3. 受け入れたことはない → 問 3 ⑦へ

問 3 ③	（※問 3 ②で「1. 受け入れたことがあり、減算されなかった」と回答した場合）その効果・影響についてお答えください。（あてはまるものそれぞれ1つに○）			
	①	②	③	④
1. 地域の介護サービスの需要への対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
2. 利用者のニーズへの柔軟な対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
3. 利用者家族等からの苦情や相談	増えた	減った	変わらない	わからない
4. 事業所の職員の負担感	増えた	減った	変わらない	わからない
5. 提供するサービスの質	向上した	低下した	変わらない	わからない
6. 経営状況	改善した	悪化した	変わらない	わからない
7. その他（自由回答）				
※回答後は問 3 ⑧を回答してください。				

問 3 ④	（※問 3 ②で「2. 受け入れたことがあるが、減算された」と回答した場合）当該定員超過期間において、当該措置の適用を受けなかった理由はどのようなものでしたか。（1つに○）
	1. 市町村に申請等を行わなかったから ⇒ 申請等を行わなかった具体的な理由（自由記述） 2. 市町村に申請等を行ったが、適用が認められなかったから ⇒ 認められなかった具体的な理由（自由記述） 3. その他（自由記載）
※回答後は問 3 ⑧を回答してください。	

問3⑤	(※問3①で「2. していない」または「3. 分からない」と回答した場合) 今後、もし貴事業所が所在する市町村において、登録定員等を超えて利用者を受け入れた場合に報酬減算が行われなかったとしたら(既に実施済みの場合も含む)、登録定員等を超えて利用者を受け入れたいと思いますか。(1つに○)
	1. 思う → 問3⑥へ 2. 思わない → 問3⑦へ

問3⑥	(※問3⑤で「思う」と回答した場合) その理由についてお答えください。(1つに○)
	1. 現在、登録定員等を超えて受け入れており、報酬減算が適用されているから 2. 現在、待機者がいるが、報酬減算が適用されるため登録定員等を超えて受け入れられないから ⇒ 待機者の人数()人(令和4年7月1日時点)(数字を記入) 3. その他(自由記載)
※回答後は問3⑧を回答してください。	

問3⑦	(※問3②で「3. 受け入れたことはない」、問3⑤で「2. 思わない」と回答した場合) その理由をお答えください。(あてはまるもの全てに○)
	1. 利用者数が登録定員等を超えることがないから 2. 職員の確保ができないから 3. 提供するサービスの質の低下が懸念されるから 4. 待機者はいるが、地域の他の事業所で代替可能であるから 5. その他(自由記載)
※回答後は問3⑧を回答してください。	

問3⑧	改定等①の内容について、自治体から周知がありましたか。(1つに○)
	1. あった → 問⑨へ 2. なかった → 問4へ

問3⑨	(※問3⑧で「1. あった」と回答した場合) 自治体からどのような方法で周知がありましたか。(あてはまるもの全てに○)
	1. 通知、事務連絡等 2. 自治体が主催する説明会、勉強会等 3. その他(自由記載)

問 4	令和 3 年 8 月に、小多機において、厚生労働省令（※）で定める登録定員及び利用定員の基準について、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」から「標準基準」に見直されました（看多機については、平成 27 年度に実施済み。）。このことについてお伺いします。 （※）「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」
問 4 ①	貴事業所が所在する市町村は、改定等②を踏まえて、小多機の登録定員等を定めている条例を改正し、登録定員等の引き上げを行っていますか。（1 つに○） 1. 行っている → 問 4 ②へ 2. 行っていない } 問 4 ⑥へ 3. 分からない }

問 4 ②	（※問 4 ①で「1. 行っている」と回答した場合）貴事業所では、市町村の登録定員等の引き上げに合わせて、令和 3 年 8 月から令和 4 年 7 月までの間に登録定員等を厚生労働省令で定めるもの（※）以上に引き上げましたか。（1 つに○） （※）指定地域密着型サービスの事業の人員、設備運営に関する基準第 66 条 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>本体事業所</th> <th>サテライト事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録定員</td> <td>29人まで</td> <td>18人まで</td> </tr> <tr> <td>通いの定員</td> <td>登録定員の1/2～15人まで(※)</td> <td>登録定員の1/2～12人まで</td> </tr> <tr> <td>泊まりの定員</td> <td>通い定員の1/3～9人まで</td> <td>通い定員の1/3～6人まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 登録定員が 25 人を超える場合は、登録定員に応じて、通いの定員を次の表のとおりとすることが出来る。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>通いの定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>		本体事業所	サテライト事業所	登録定員	29人まで	18人まで	通いの定員	登録定員の1/2～15人まで(※)	登録定員の1/2～12人まで	泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで	登録定員	通いの定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
	本体事業所	サテライト事業所																			
登録定員	29人まで	18人まで																			
通いの定員	登録定員の1/2～15人まで(※)	登録定員の1/2～12人まで																			
泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで																			
登録定員	通いの定員																				
26人又は27人	16人																				
28人	17人																				
29人	18人																				
	1. 引き上げた → 問 4 ③ へ 2. 引き上げていない → 問 4 ⑧へ																				

問 4 ③	（※問 4 ②で「1. 引き上げた」と回答した場合）その人数についてお答えください。（数字を記入）				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>【変更前】</th> <th>【変更後】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録定員（ ）人 通いの利用定員（ ）人 泊りの利用定員（ ）人</td> <td>登録定員（ ）人 通いの利用定員（ ）人 泊りの利用定員（ ）人</td> </tr> </tbody> </table>	【変更前】	【変更後】	登録定員（ ）人 通いの利用定員（ ）人 泊りの利用定員（ ）人	登録定員（ ）人 通いの利用定員（ ）人 泊りの利用定員（ ）人
【変更前】	【変更後】				
登録定員（ ）人 通いの利用定員（ ）人 泊りの利用定員（ ）人	登録定員（ ）人 通いの利用定員（ ）人 泊りの利用定員（ ）人				

問 4 ④	（※問 4 ②で「1. 引き上げた」と回答した場合）登録定員等の引き上げにあたり、大変だったことはどのようなことですか。（あてはまるもの全てに○） 1. 自治体との調整に時間がかかった 2. 人員配置が増えた分の人員の確保が困難であった 3. 設備等を整備するための、土地の確保等が困難であった 4. 設備等を整備するための、経費を確保することが困難であった 5. その他（自由記述）
-------	---

※回答後は問 4 ⑨を回答してください。

問 4 ⑤	(※問 4②で「1. 引き上げた」と回答した場合) その効果・影響についてお答えください。(あてはまるものそれぞれ 1 つに○)			
	①	②	③	④
1. 地域の介護サービスの需要への対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
2. 利用者のニーズへの柔軟な対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
3. 利用者家族等からの苦情や相談	増えた	減った	変わらない	わからない
4. 事業所の職員の負担感	増えた	減った	変わらない	わからない
5. 提供するサービスの質	向上した	低下した	変わらない	わからない
6. 経営状況	改善した	悪化した	変わらない	わからない
7. その他 (自由回答)				
※回答後は問 4 ⑨を回答してください。				

問 4 ⑥	(※問 4①で「2. 行ってない」または「3. 分からない」と回答した場合) 今後、もし登録定員等の基準の上限 (現行の登録定員は最大 29 名まで) が引き上げられる場合、これに合わせて、貴事業所の登録定員等を上げたいと思いますか。(1 つに○)
	1. 思う → 問 4⑦へ 2. 思わない → 問 4⑨へ

問 4 ⑦	(※問 4⑥で「1. 思う」と回答した場合) その理由についてお答えください。(1 つに○)
	1. 現在、登録定員等を超過して受け入れており、報酬減算が適用されているから 2. 現在、待機者がいるが、報酬減算が適用されるため登録定員等を超えて受け入れられないから ⇒ 待機者の人数 () 人 (令和 4 年 7 月 1 日時点) (数字を記入) 3. その他 (自由記載)
※回答後は問 4 ⑨を回答してください。	

問 4 ⑧	(※問 4②で「2. 引き上げていない」または問 4 ⑥で「2. 思わない」と回答した場合) その理由をお答えください。(あてはまるもの全てに○)
	1. 利用者数が登録定員等を超えることがないから 2. 事業所内で認められなかったから ⇒ 認められなかった具体的な理由 (自由記述) 3. 市町村から認められなかったから ⇒ 認められなかった具体的な理由 (自由記述) 4. 職員の確保ができないから 5. 提供するサービスの質の低下が懸念されるから 6. 待機者はいるが、地域の他の事業所で代替可能であるから 7. 施設・設備の改修等が必要となり対応が困難であるから 8. その他 (自由記載)

問 4 ⑨	この改定等②について自治体から周知がありましたか。(1 つに○)
	1. あった 2. なかった

問4⑩	<p>(※問4⑨で「1. あった」と回答した場合) 自治体からどのような方法で周知がありましたか。(あてはまるもの全てに○)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通知、事務連絡等 2. 自治体が主催する説明会、勉強会等 3. その他 (自由記載)
-----	--

質問は以上です。お答えいただいた内容に関連して、後日聞き取り調査を行わせていただく場合がございます。お忙しい中恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご回答は、**X月X日(X)までに**(郵送の場合、当日消印有効) お願いいたします。

(令和 3 年度介護報酬改定に対応した事業所への調査)

事業所名		ID		職員 ID	
------	--	----	--	-------	--

職員 調査票

都市部、離島や中山間地域などにおける令和 3 年度介護報酬改定等による措置の検証、
地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業
「令和 3 年度介護報酬改定等に関する職員の実態調査」

- ※この調査票は、定員の変更を行った事業所の職員の方に勤務状況の変化についてお尋ねするものです。
※ご回答の際は、当てはまる番号を○(マル)で囲んでください。また、() 内には、具体的な
内容をご記入ください。
※ご回答後は、令和〇年〇月〇日までにご返送ください。

0 最初に、あなた(ご回答者)ご自身についてお伺いします。

勤務形態	1. 常勤 2. 非常勤
保有資格	1. 初任者研修修了 2. 実務者研修修了 3. 生活援助従事者研修修了 4. 旧ヘルパー 2 級 5. 旧ヘルパー 1 級 6. 介護福祉士 7. 社会福祉士・精神保健福祉士 8. 介護支援専門員 9. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 10. 看護師・准看護師 11. その他 ()
経験年数	介護(看護)業務全体としての経験年数 () 年 その内、現在の事業所での経験年数 () 年

1 勤務されている事業所は、令和〇年〇月に定員を〇人から〇人に変更しました。
その前後の勤務状況についてお伺いします。

問 1 令和〇年〇月以降、あなたの勤務日数等に変化がありましたか。
変更があった場合は、その状況についてお伺いします。

1. 勤務日数等に変更は無い
2. 勤務日数等に変更があった

変更があったサービス(あてはまるもの全てに○)	①訪問サービス	②通いサービス	③宿泊サービス
具体的に(自由記載) 例: 週 2 日、1 日 3 時間から 週 4 日、1 日 3 時間となった。			

事業所名		ID		職員 ID	
------	--	----	--	-------	--

問2 令和〇年〇月以降、あなたの負担感について変化がありましたか。

1. 負担が増えた
→ (理由:)
2. 負担が減った
→ (理由:)
3. 特に変わりなし

問3 令和〇年〇月以降、あなたの利用者への対応に変化がありましたか。

1. 変わらない → 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
2. 変わったところがある → 問4へ

**問4 1-問3で「2. 変わったところがある」と回答された方
具体的にどこが変わりましたか。(複数回答可)**

1. 利用者の状態変化について早く気がつけるようになった
2. 職員同士で情報共有やよりよい介護への提案ができるようになった
3. 利用者やその家族の話を聞く時間がもてるようになった
4. ケアに余裕がなくなった
5. 職員同士の情報共有やよりよい介護への提案がしにくくなった
6. 利用者やその家族の話を聞く時間がもてなくなった
7. その他 ()

調査はこれで終わりです。ご協力いただき誠にありがとうございました。

ご回答済みの調査票は、同封の返信用封筒に入れ封をし、令和〇年〇月〇日までご返送ください。

(令和3年度介護報酬改定に対応した事業所への調査)

事業所名		ID		利用者ID	
------	--	----	--	-------	--

利用者 調査票

都市部、離島や中山間地域などにおける令和3年度介護報酬改定等による措置の検証、
地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業
「令和3年度介護報酬改定等に関する利用者の実態調査」

- ※この調査票は、定員の変更を行った事業所の利用者にサービスの変化についてお尋ねするものです。
※ご回答の際は、当てはまる番号を○(マル)で囲んでください。また、()内には、具体的な
内容をご記入ください。
※ご回答後は、令和○年○月○日までに事業所の職員の方にお渡しください。

0 最初に、この調査票のご記入者についてお伺いします。

- 利用者本人
- 利用者本人(ご家族が代筆)
- 利用者本人(事業所職員が代筆)
- その他()

1 令和4年7月1日時点のあなたの年齢および要介護度についてお伺いします。

年齢	()歳	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
----	------	------	------	------	------	------	------	------	------

2 現在のサービスの利用開始年月についてお伺いします。

平成・令和 ()年 ()月から利用している。

3 利用されている事業所は、令和○年○月に定員を○人から○人に変更しました。 その前後のサービスの利用状況についてお伺いします。

問1 令和○年○月以降、利用するサービスの内容に変更がありましたか。
変更があった場合は、その状況についてお伺いします。

- サービスの内容に変更はない
- サービスの内容に変更があった

①変更前 (利用していたサービス全てに○)	②変更後 (利用しているサービス全てに○)
訪問サービス	訪問サービス
通いサービス	通いサービス
泊まりサービス	泊まりサービス

